

平成26年第7回教育委員会定例会  
(7月17日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年7月17日(木) 午前10時03分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中 央 図 書 館 長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代

○日 程

**日程第1 教育長報告**

**1 協議事項**

(1) 庶務課

ア 東京上野かるた協会が実施する事業に対する後援名義使用について

(2) 児童保育課

イ 今戸児童館第2遊戯室及び生涯学習センター(学習館)会議室等における予約開始時期の変更と使用料の全額還付導入について

ウ 社会福祉法人台東区社会福祉事業団が実施する事業に対する後援名義使用について

(3) 青少年・スポーツ課

エ 体育施設の事前使用承認について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について

イ 後援名義の使用について

### (2) 庶務課

ウ 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

### (3) 学務課

エ 区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の補欠登録について

### (4) 指導課

オ 小学校教科用図書について

## 3 8月の行事予定について

## 4 その他

午前10時03分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成二十六年第七回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についておはかりいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については、許可いたします。

## 〈日程第1 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○樋口委員長 では、日程第1、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、アの東京上野かるた協会が実施する事業に対する後援名義使用についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

事業を主催する団体は、東京上野かるた協会でございます。事業名は、上野・谷中界限俳句募集でございます。

事業の内容でございますが、地域の理解と日本文化普及の一助となることを目的としておりまして、地元の小学生に上野・谷中界限の地域を題材とした俳句を詠んでいただき、優秀作品に対しては表彰をするものでございます。また、平成28年2月に作成予定の上野界限かるたの第2作目となる(仮称)上野・谷中かるたに、今回のこの応募作品の中から20句から25句を採用するというところでございます。

なお、第1作目の上野界限かるた、平成25年の2月に作成したものでございますが、この際には、児童から約600句の応募がありましてその中から19句を採用したということでございます。

第1回目ときには後援名義申請を行っていませんでしたので、今回が後援名義使用の申請は初めてということになります。

俳句の募集期間でございますが、平成26年7月20日から9月16日まで、入選作品の決定は本年12月末に行いまして、表彰は来年3月22日に上野公園内にあります五條天神社で行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご了承いただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 第1回目も、応募の時期は今頃でしたか。

○庶務課長 同時期でございます。

○末廣委員 ほかの季節も想像してと書いてありますが、やはり今時期の夏が中心になったのではないかと思います、どうですか。

○庶務課長 学校の先生方からも、季節を限定しないで、いろいろとイメージを膨らませて句を考えてほしいというご指導をしていただきまして、必ずしも夏に偏ったというよりは、上野界隈の四季について、ほどよくバランスがとれた句の構成になっていたと聞いているところでございます。

○末廣委員 わかりました。

○樋口委員長 全ての小学校を対象にしていますか。

○庶務課長 今回は、上野・谷中界隈にスポットを当てたいということで、資料1の2枚目にごございますように、上野・谷中周辺の区立小学校、谷中小、黒門小、忍岡小、上野小、平成小、根岸小、大正小の7校を予定しているところでございます。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (1) 児童保育課 イウ

○樋口委員長 次に、児童保育課のイ及びウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、今戸児童館第2遊戯室及び生涯学習センター(学習館)会議室等における使用料の全額還付の導入等につきまして、ご報告、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、児童保育課と生涯学習課に関連する案件でございますが、児童保育課のほうから一括してご説明をさせていただきます。資料2でございます。

項番1、概要でございます。区では、区内各集会施設の使用料や減免基準を統一的に定めておりますが、予約開始時期が施設ごとに異なる点、またキャンセル時の全額還付の取扱いについては規定がございませんでした。今回は利用者の利便性向上の観点から、予約開始時期を変更するほか使用料の全額還付の期間を新たに設けるものでございます。

次に、項番2、対象施設でございます。今回の対象となる施設は資料の表のとおりでござ

ざいますが、このうち教育委員会が所管する施設は、生涯学習センター（学習館）、社会教育センター及び社会教育館、今戸児童館の3施設でございます。ただし、学習館内のミレニアムホール、「創造の部屋」、「探求の部屋」については対象外といたします。

次に、項番3、変更点でございます。まず、（1）予約開始時期の変更でございますが、現在、各施設ごとに異なっている予約開始時期を項番2の対象施設について、「3か月前の属する月の1日」といたします。

次に、（2）還付時期及び割合でございますが、こちらも使用日の2か月前までを全額還付の時期といたしまして、以降の還付時期及び割合を資料の表のとおりとしていくものでございます。

資料の裏面をご覧ください。

次に、項番4、導入時期につきましては、本年11月1日を予定しております。

次に、項番5の今後のスケジュールでございます。まず、今戸児童館につきましては、区の規則となっておりますので、区長部局のほうに改正の依頼をし、10月の本委員会にその内容につきましてご報告する予定でございます。また、生涯学習センター（学習館）並びに社会教育センター及び社会教育館につきましては、来月の本委員会において関係規則の改正につきましてご審議いただく予定としております。

最後に、項番6でございますが、利用申請及び使用料の還付についての変更点をまとめたものでございます。この内容で、今後、関係規則等の改正を行ってまいりたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。本件につきまして、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、ウでございます。社会福祉法人台東区社会福祉事業団が実施する事業に対する後援名義の使用について、資料3をご覧ください。

後援する事業につきましては、本年10月5日に入谷南公園で開催される予定の第2回下町こどもまつりでございます。本事業は、児童の健全な遊びの場を提供するとともに、地域とのふれあいの機会の創出、児童館活動のPRを目的として実施されるものでございます。

おめくりいただきまして、裏面の2ページ目をご覧ください。

事業内容といたしましては、子どもたち向けの工作や遊びのコーナー、関係機関・協力団体のブースを設けまして、子どもたちにいろいろ楽しんでもらおうというものでございます。

その他、事業計画の内容及び収支予算につきましては、添付している2枚目の資料のとおりでございます。

なお、本事業は昨年度から実施されておりますが、昨年度は後援名義の申請はございませんでした。今回が初めての申請でございます。

昨年度の実績といたしましては、昨年6月2日に開催されまして、来場者としては1,511人ということでご報告をいただいております。

大変簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、後援名義の使用についてご承認賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、児童保育課のイについて、何かご質問ございませんか。

○垣内委員 予約開始の時期、それから還付の時期に関しましては、台東区の施設は全部一律で行うと理解しているのかというのが1点。それから、もう一つは、近隣のほかの区と同じような基準なのかどうか、この二つについてお尋ねします。

○児童保育課長 資料の項番2の対象施設につきましては、予約開始時期を統一するという事で、現在、区長部局で最終的な検討、詰めを行っている段階でございます。ただ施設によっては、例えばミレニアムホールのように1年前から予約ができる施設のように、施設の状況によっては統一できない部分もございますので、必ずしも全てということではございません。

また、他区等の状況ですが、基本的には区の基準として定めておりますので、使用料の額などを定める際には参考にさせていただいておりますけれども、今回の時期等につきましては、参考にさせていただいておりません。

○垣内委員 ミレニアムホールも、還付金については同じですか。

○生涯学習課長 還付金につきましては、ご使用日の1カ月前までは5割還付、それ以降につきましては還付をしないということになっております。全額還付はございません。

○垣内委員 わかりました。

○青少年・スポーツ課長 今回、体育施設につきましても全額還付の導入を検討しておりますが、体育施設の還付については規則ではなく体育施設条例で定めておりますので、同じタイミングで全額還付を導入するということではできませんでした。

今後、条例改正の手続きをとりまして、全額還付導入について進めていきたいと考えております。

○高森委員 項番4に、記述が11月1日となっておりますが、10月、9月に予約をしたものに関しても適用されると考えてよろしいでしょうか。

○生涯学習課長 還付の発生時期が11月1日以降のものについて、この基準でさせていただきますので、予約の時期にかかわらずということでございます。

○高森委員 わかりました。

○樋口委員長 ほかにはないですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、協議事項、児童保育課のウについて、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、児童保育課のイ及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(1) 青少年・スポーツ課 エ

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のエについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前承認についてご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

柳北スポーツプラザにつきましては、区民課より「柳北おどり」の開催及び練習、準備等の会場といたしまして、アリーナ及びテニスコートの事前使用承認申請がございます。

次に、荒川河川敷運動公園運動場につきましては、台東区少年軟式野球連盟及び台東区サッカー連盟から、平成26年度の年間優先利用枠につきまして、別紙のとおり申請がございます。

以上の申請につきまして、体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは青少年・スポーツ課のエについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 まず最初に、アの区民文教委員会における審議事項及び報告事項についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

6月19日に、平成26年区議会第2回定例会の区民文教委員会が開催されました。教育委員会からは、審議事項が2件、報告事項が6件、計8件を提出いたしました。

まず、審議事項でございますが、小中学校の学校医等に関する条例の一部を改正する条例、それから、体育施設条例の一部を改正する条例の二つを出してございます。

体育施設条例については、荒川河川敷の運動場に駐車場を設置するという報告とあわせ



てご審議をいただきました。駐車券の発券、あるいは駐車場代金の払い戻しについてどのようなのかというご質問がございました。審議の経緯については、資料をご覧くださいと存じます。

それから、報告事項でございますが、まず項番2、旧竜泉中学校の改修工事についてでございます。これに関しましては、委員の方々から、今後、忍岡中学校の仮校舎としての使用以降、こういった形で旧竜泉中学校を活用していくのかということでご質問がございました。

旧竜泉中学校につきましては、区有施設の大規模改修時の仮施設として活用するという方針がございますので、教育委員会も学校の大規模改修時に活用していけるよう区長部局と調整をして検討していきたいとお答えをしております。

それから、項番3の言語能力向上拠点校、安全教育推進校及び教育課程研究指定校の指定についてということで、指導課長から報告をいたしました。この指定につきましては予算が伴うものでございまして、この関係で補正予算を組んでいるところでございますけれども、ある程度、当初予算で組むという積極的な対応をお願いしたいというご意見が小菅委員からございました。

それから、他にもスポーツ教育推進校、理数教育フロンティア校など、各学校がいろいろな指定校になっているにも関わらず、これらについてあまり地域に周知されていないところもあるので、積極的に区民に広く周知をしてほしい。また、学校の負担が大きくなるように、教育委員会としても積極的な対応を願いたいというご要望が、そのほかの委員からございました。

それから、項番6の旧田中小学校体育施設の整備につきましては、個別業務であります受付や警備、清掃などはどのように対応するのか、それから旧田中小学校につきましては、総合型地域スポーツクラブとして活用するという構想もございますので、総合型地域スポーツクラブとはどういうものかというご質問がございました。

区民文教委員会の審議報告事項のご説明につきましては、以上でございます。

**○庶務課長** 次に、後援名義の使用についてでございます。資料6をご覧ください。

継続の申請でございまして、生涯学習課の取扱分として3件ございます。内容は資料のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○樋口委員長** ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

**○樋口委員長** リバーサイドの出店事業者について、今後の見通しはどうか。

**○青少年・スポーツ課長** 現時点では、出店の希望者がおりませんので、今後、食堂施設をどうするかについては検討していきたいと考えているところでございます。

また、来週から厨房を利用いたしまして、お弁当の販売を当面していくことになっております。

○高森委員 項番2の旧竜泉中学校についてですが、地域からは、この学校の利用について、何か希望などご意見は出ているのでしょうか。

○庶務課長 これまで地域の方々には個別的に、あるいは地区の町会長さんの集まり等で、何度もご説明をしているところでございます。

主に町会の行事やお祭りの際に旧竜泉中学校を使用しているところがございますので、工事の関係でそういった行事にお使いいただけない場合があることをご説明いたしまして、近隣の学校施設でそのような行事の代替の場所をご提供するなど、できるだけこれまで使っていたいてきた地域の方々には丁寧なご案内をして、支障がないようにしてきているところでございます。

○高森委員 わかりました。学校をまたつくって欲しいという希望ではなくて、近くの町会など、地域で活用されているということですね。そうすると、忍岡中学校が1年間利用するので、その期間はうまく折り合いをつけながらやっていただかなければいけないということですね。

○樋口委員長 今後、小学校や中学校の建て替えのときに、ある程度一定の施設を確保しなければいけないと思いますが、一方で、旧坂本小学校のように空いている施設もあると思いますが、こういう空き地をどう活用していくのか見通しはありますか。

○庶務課長 敷地面積がおよそ500平米以上の区有施設につきましては、大規模用地の活用ということで企画課で今後の活用の検討をしているところでございます。ただ、なかなかこれといった具体的なものが出てきていないところもございます。

例えば、旧田中小学校は、先ほど青少年・スポーツ課長から報告がありましたように、体育施設として活用していく。それから、旧竜泉中学校については、学校施設に限りませんけれども、区有施設の大規模な改修の際の仮施設として活用する。

委員長からお話がありましたように、旧小島小学校は、現在デザイナーズビレッジという形で活用しておりますし、体育館等の活用については、旧柳北小学校の体育館を利用した柳北スポーツプラザがございまして、今後は、企画課で活用についての具体的な提案を民間からも公募をして検討材料にするということでございますので、具体的に決まっているところと、さまざまな観点から検討をしていくという、そういう状況でございます。

○樋口委員長 わかりました。

話が戻りますが、スポーツセンターの食堂の件ですけれども、料理学校に声をかけたらいかがでしょうか。例えば、九州のある地域の話ですけれども、調理科を持っている高校生が日曜日だけ空き店舗でお店を開いていて、大変人気があります。ですから、通年という無理があると思いますが、料理学校に日曜日だけ生徒の実習もかねて、食堂を利用してもらおうというのはいかがでしょうか。特に、利用が多いのは土・日だと思いますし、これは違う意味で客寄せのポイントになるかもしれませんので、できたら弁当以外に日曜日はどうかと声をかけてみていただければと思います。

○垣内委員 先ほど委員長からご質問のあった廃校利用の仕方ですが、地元の方や、これ

からビジネスを始めたいと思っている方からの要望はあるのでしょうか。デザイナーズビレッジが非常にうまく機能しているようですので、そのようなニーズも多いのかなと思ひまして。

○庶務課長 先ほど申し上げましたとおり、大規模用地の活用については企画課で担当しているところですが、ただいま垣内委員がおっしゃいましたように、例えば地域の地場産業的な方々がアンテナショップ的に使わせてほしいですとか、あるいは区外の大きな大学施設等が恒久的に使わせてほしいという要望。また、地域の警察署が建て替える際に仮の施設として使わせてほしいなど、小さなものから大きなものまでリクエストがかなり来ているということは、企画課からも仄聞しているところがございます。

ただ、いったん使用目的を定めて恒常的に長期間使っていただくということが、区政運営の観点から、あるいは区民の方々の全体の利益の観点から見て妥当なのかどうか幅広い観点から検討していく必要がございます。なかなか短時間のうちにそのようなご要望にすぐにお答えを出すというところに至っていないと聞いているところがございます。

○垣内委員 例えば、新宿区では日本芸能実演家団体協議会にお貸しして、多くのアーティストが非常に活発に活動されています。それから、吉本興業のオフィスとしてお貸ししているなど、いろいろな意味で地域に貢献できるように使われているようでしたので、ぜひ今後も積極的に、できれば文化や芸術など台東区にとってメリットになるような使われ方をしていただければと思っています。

ですから、確かに企画課で、いろいろとご検討されていると思いますが、教育委員会からご要望というか、そういった意見をお伝えしていただければと思います。

○庶務課長 大規模用地の活用につきましては、企画課も庁内の各課に対して希望調査を行っておりまして、例えば、保育施設として使いたいというようなリクエストを出しているところがございます。また、旧田中小学校では、教育委員会の所管ではございませんが、劇団の稽古場としてご使用いただけるスペースも設けるという予定になってございます。

そのあたりは教育委員会としても、今後、教育・保育施設だけではなく、芸術・文化的な生涯学習関連の活用等も可能性があれば企画課にリクエストしていきたいと考えているところがございます。

○樋口委員長 台東区は、浅草のお笑いなど、日本における芸能の出発点ですし、ふるさとでもありますので、育てる意味でそれぞれの場を提供してあげることも重要かと思ひます。

よろしいですか。

○樋口委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおりご了承願います。

(2) 庶務課 ウ

○樋口委員長 次に、庶務課のウについて、事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定につきまして、資料7に基づきご報告いたします。

「子ども・子育て支援新制度」では、施設及び事業の設備・運営に関する基準や保育の必要性の認定に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、各区市町村が条例などで定めることとされております。事務局といたしましては、これらの基準を定めるのに当たり、国が基準案を作成した際と同様に、児童の保護者や施設、事業者からの意見を聞いて定めてまいりたいと考えております。つきましては、区民等にお示しする事務局案についてご報告をさせていただきます。

はじめに項番1、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案でございます。

この基準は、新たに創設される「家庭的保育事業等」について、区が認可するための最低基準でございます。概ね国の基準のとおりといたしますが、区が定める基準として、事業所内保育所事業所のうち、利用定員20人以上となる保育所型につきましては、現行の都の保育所基準と同様とするため面積を引き上げた案といたします。

次に項番2、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案でございます。

この基準は、区が新制度における給付による財政支援の対象として適切であるかを審査し、「確認」を行うための最低基準でございます。基準の内容は、全て国の基準のとおりといたします。

裏面をご覧ください。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案でございます。

この基準は、国の放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、その最低基準を定めるものでございます。概ね国の基準のとおりといたしますが、区の定める基準として、開所時間については、現在、区内で実施している「こどもクラブ」の開所時間と同水準以上とし、表のとおりに時間帯として定める案でございます。

次に項番4、保育の必要性の認定に関する基準案でございます。こちらは、参考におつけしています別紙4をあわせてご覧ください。一番最後のページでございます。

この基準は、子ども・子育て支援法施行規則に規定された全国統一の基準でございます。この基準のうち、労働の事由に係る1カ月の労働時間の下限については区市町村が定めることとなっております。現在、認可保育所への入園申し込みの労働に係る要件は、概ね1日4時間の勤務を週3日以上、一月当たり13日以上を常態としてしているとしております。それ以下の就労については、労働以外の事由で申請を受け付けているほか、保育所で実施しております一時保育事業を利用させていただくことで対応をしているところでございます。

国では、一時保育で対応できる労働については保育の必要性から除く考え方でございまして、事務局といたしましては、現行制度を引き続き維持してまいりたいと考えてございます。そのため、1日4時間の勤務を一月当たり13日以上を常態としていることを下限とし

て52時間とした案をお示しするものでございます。

最後に、今後の意見聴取や条例制定などによる日程についてでございます。項番5、スケジュール案でございます。

パブリックコメントにつきましては、区決裁後、7月23日水曜日から8月12日火曜日までの3週間実施いたします。周知につきましては、区ホームページで募集するほか、児童保育課窓口、保育園、こどもクラブ、子ども家庭支援センターなどで意見募集の資料を設置してまいります。7月31日には、次世代育成支援地域協議会にも意見聴取を行ってまいります。区民からの意見を受けた後に、最終案を8月19日の定例会でご協議いただく予定になってございます。ご決定いただいた内容に基づき、第3回定例会に向けて条例案を作成してまいります。日程につきましては資料のとおりでございます。

なお、項番1から4までの事務局案につきましては、委員皆様からのご意見もいただきたく、よろしく願いをいたします。

ご報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

○末廣委員 全体的に見ると、設備の問題も、時間の問題も、国の基準を基本的には守っているという理解でいいですか。

○事務局副参事 今ご指摘いただいたとおり、国が定めた基準につきましても、現行で求めている基準を引き続き継続している項目が多くなってございます。今回、新規に設けられた項目も若干ございますが、現行の形がそのまま引き継がれているという部分において、台東区では国の基準案をそのまま引き続き継続して決めていきたいと考えてございます。

○高森委員 今ご指摘があったように、国の基準よりもかなり本区の基準は高いと思いますが、保育所型事業所内保育事業所を設置するに当たって、このハードルの高さは問題にならないのでしょうか。

○事務局副参事 まず、事業所内保育所の現行の基準の中に補助金を利用して設置されている業者が多いかと思いますが、実は補助金の最低基準が現行でも3.3平方メートル以上になっておりまして、現在、開園している施設でもこの基準は十分満たしております。また、今後、補助金を利用して開設する施設が多くなると想定されますので、基準を十分に満たしていけるものと考えてございます。

○高森委員 気になるのは近隣区の基準ですが、近隣区が本区よりも低い基準であれば事業者がそちらに流れるのではないと思いますが。

○事務局副参事 東京都の補助金の要項でございますので、都内全域はほぼこの補助要項を利用する事になると想定してございます。

○樋口委員長 確認ですが、別紙4（1）については52時間でよろしいかと思いますが、（2）以降の事項に該当している場合には、52時間を基準とせずに入所可能ということでもよろしいですか。

○事務局副参事 就労事由において保育の必要性を認定申請する場合は52時間以上という

こととなりますが、実際、51時間以下の方について、例えば7番の就学している、学校へ通っていらっしゃる、あるいは6番のダブルワークとしてもう一種類の仕事を探していらっしゃる、このような事由をあわせて申請を受け付けるということを今、考えておりますので、就業時間が短いがゆえに申し込みができないという問い合わせについては、しっかり聞き取りをして、他の事由をあわせて申請できるようにしていきたいと考えてございます。

○垣内委員 別紙4の(10) その他の事由というのは、例えばどのようなことを想定されていますか。

○事務局副参事 現行の保育所の保育に欠けるという基準の中においても、区長の裁量の部分の項目が用意されてございます。今現在、想定されているものは、具体的なものはございませんが、現在、児童保育課の保育相談係において、現在、検討を進めているところでございます。

○教育長 別紙4には、48時間から64時間までの間で各区市町村で決めることになっていますが、近隣あるいは23区の動向などについて把握していますか。

○事務局副参事 この基準につきましては、条例で定める区、または規則で定める区など、各区対応は様々でございます。また、定める時期につきましても、第3回定例会までに定める予定の区、そうでない区がございます。現在、情報を収集しておりますが、まだ正確に決定をしたというところはありません。

ただ、現行の保育に欠けるという基準の中において、48時間で保育の認定を受けている区は多くございます。また、64時間をはるかに越えて高い下限時間で保育園の入所をしている区も一方でございます。このあたりも、どのように定めていくのか、これからも注視して、検討をしていきたいと思っております。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、ただいまの報告につきまして、報告どおりご了承を願います。

### (3) 学務課 エ

○樋口委員長 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、資料8をご覧ください。区立幼稚園及び認定こども園(短時間保育)の補欠登録についてご説明申し上げます。

区立幼稚園、こども園の短時間保育につきましては、例年、11月の園児募集において、定員を超えた場合に抽選を行い、抽選に漏れた者を補欠登録して、欠員が出た場合に順次入園としているところでございます。その後、年度途中に空きがある場合には、随時入園を受け付けているわけですが、現在、空きが出たら入りたいという方については、これまでも例が少なくルール等も定めていないため、保護者の方々から空きが出るかどうかを幼稚園に問い合わせられてみてくださいとご案内をする状況でございました。

昨年から、幼稚園入園希望者が増えている中で、こういったお問い合わせも増加していることから、保護者の方々の負担を軽減するために、随時入園においての補欠登録という形を行いたいと考えるものでございます。

実施時期でございますが、ひと月ほど周知をしまして、9月1日から行いたいと思っております。この登録の申込みは各園においてお申し込みいただきます。

補欠の順位につきましては、原則、申込み順でございますが、前年の抽選の結果、補欠者がいる場合にはその補欠者の次の位置からということになりますし、項番4にありますように、同日申込があった場合には抽選で補欠順位を決定させていただきます。

複数園の補欠登録につきましては、例年、補欠の方々は三次募集までで3園としておりますので、今後も3園までとさせていただきたいと思っております。

補欠登録の有効期間は、入園希望年度の末日まででございます。

今後のスケジュールでございますが、本日ご了解をいただきましたら、来週の議会に報告をいたしまして、8月から一か月間の周知を経て9月から実施をしたいと考えてございます。

今後も入園事務の改善、またサービス向上については鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員長 例えば、既にA幼稚園に通っている園児についても、本来通いたかったB幼稚園に空があれば抽選に参加することはできますか。それとも、何か理由がないと抽選には参加できないのでしょうか。つまり、事情を考慮するかしないかというところがポイントなのですが、いかがでしょうか。

○学務課長 原則、現在通われている方は対象外ではございますが、ただ、委員長がおっしゃるような理由があつて、転園が必要だということであれば、それは相談の上ということになります。

○樋口委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承願います。

(4) 指導課 オ

○樋口委員長 次に、指導課のオについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、小学校教科用図書の関係につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日は資料9の資料2種類と、それとA4判の冊子2種類をご用意させていただきました。これらが今回の教科用図書でご検討をいただくための資料でございます。

それでは、資料9をご覧ください。先日、教科用図書調査研究委員会から教育委員会事

務局へ報告をいただいたものでございます。

まず、様式1でございますが、こちらはA3判の折り込んだ資料になっておりまして、今回、採択に関わる対象11教科等を一つにまとめたものでございます。こちらが、通常学級で使用する教科書の資料になります。

もう一つの資料でございますが、こちらはA4判横とじのものでございます。こちらは、特別支援学級設置校、小学校3校、中学校1校で使用する教科書の調査研究の結果として提出されたものでございます。

まず、通常学級で使用する教科用図書採択に係ります様式1をご覧ください。資料の内容につきましては、お時間の都合上割愛させていただきますが、このA3判の折り込みの資料は、出版社名をアルファベットの表記で、また、その並び順も教科ごとにランダムにしております。また、比較検討が容易にできますよう、できる限り、同じような内容につきましては、横に並べて表記をさせていただいております。

また、もう一つのA4の横の資料、特別支援学級用の様式3でございますが、学校教育法附則第9条による一般図書を教科書にできるというものと、文部科学省著作の特別支援学校で使用する教科書の中から、当該校が採択したいものを選び調査をするための資料でございます。

この特別支援学級用の教科書につきましては、東京都教育委員会が既に調査研究をしてございまして、お手元の別紙の冊子には、全て調査結果を整理されているところでございます。特別支援教育教科書調査研究資料でございます。この中で区の調査研究の内容は、これをもって報告をさせていただくという形を今回はとらせていただいております。従いまして、このA4横の様式の空欄のところの一番下に、それぞれページ数が記載されておりますけれども、これはこの冊子のページ数ということで見ていただければと思います。

それから、もう一つの冊子でございますが、教科書調査研究資料、こちらは東京都教育委員会で調査した内容をまとめたものでございます。

委員の皆様方には、これらの資料をご参考にしていただき、8月の採択に向けご検討を進めていただきたく存じます。

なお、本資料の取り扱いでございますが、この様式1と様式3につきましては本年9月末までの時限秘扱いとなつてございますので、お取り扱いにつきましてはご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

私たちは、一生懸命、現物を読んで検討していきましょう。

よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、指導課のオについては、報告どおり了承願います。



### 3 8月の行事予定

○樋口委員長 次に、8月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、8月の行事予定についてご説明をさせていただきます。資料10をご覧ください。

8月は、1日と2日に村山市と大崎市から、少年野球、それからスポーツ交流少年団が本区を訪問してくださいます。これに関しましては、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場、それから池之端東天紅で懇親会等がございますので、委員長のご挨拶をお願いしているところでございます。

また、19日火曜日には教育委員会の定例会、22日金曜日には教育委員会の臨時会がございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

その他の日程につきましては資料のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○樋口委員長 すみません。7月28日から8月13日までヨーロッパに出張しておりますので、委員長職務代理者の高森委員に1日、2日の挨拶についてはお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それ以外に、ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 行事予定については、報告どおり了承願います。

### 4 その他

○樋口委員長 指導課長、報告をお願いいたします。

○指導課長 既に新聞等で報道されておりますが、この度、台東区立中学校におきまして、非常勤講師が逮捕されるという事案がございましたので、その概要等についてご報告いたします。

まず、概要でございます。平成26年7月12日、土曜日、都費の非常勤講師、39歳、男性でございますが、わいせつ画像所持・販売等の疑いで警視庁愛宕警察署に逮捕されました。事件の詳細につきましては現在調査中とのことでございますが、生徒へのわいせつ事案や盗撮等の関与はございませんでした。

この逮捕されました非常勤講師でございますが、平成23年度から当該校に美術の非常勤講師として4年間勤務をしておりました。勤務状況は概ね良好で、放課後の部活動なども指導するなど、熱心な面もあったと報告を受けております。

学校の対応につきましては、保護者の方にいち早くお知らせするために、月曜日の午後7時から保護者会を開きました。約150名の保護者の方々にご出席をいただき、滞りなく約30分程度で終了したと報告を受けております。

さらに、その翌日には全校集会を開き、校長から全生徒に概要等を説明いたしました。

今後、生徒が心理的に不安や心配になったときのために、教育支援館の臨床心理士がス

クールカウンセラーとして、今週は毎日常駐して対応をしているところでございます。

区教育委員会といたしましても、火曜日に臨時の連合校園長会を開催し、全小・中学校長のほか、全幼稚園、保育園、こども園の園長に対して、教育長から服務事故防止、綱紀肅正に関する訓示をいたしました。また、各学校園に勤務する非常勤講師に対しても服務の厳正について指導をいたしました。

今回このような事案で逮捕されたことは大変遺憾であり、当該校をはじめ、学校教育に対する信頼を損ねることになってしまいました。今後は、これまで以上に教員の服務規律遵守を徹底させ、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

○教育長 その後の保護者、児童の状況についてはいかがですか。

○指導課長 毎日、学校から報告を受けておりますが、保護者会以降、また生徒への説明以降、特にご意見やご質問等は来ていないということでございます。また、スクールカウンセラー配置をしておりますが、相談も今のところないということでございます。

○樋口委員長 2点ございます。一つは、当該教員が学期末に行う予定だった生徒の成績や評価をどうするのかということと、当然、今後解職することになるとは思いますが、その補充について見通しがあるのかどうか教えてください。

○指導課長 まず、1点目の学期末の対応でございますが、既に逮捕される前に、期末考査、そして作品等の成績づけを終わっております。管理職に成績を提出した後だったということでございます。従いまして、1学期の授業については問題がなかったと判断いたしまして、1学期の成績を生徒たちに渡すことにいたしました。このことについては、保護者の方々にもご理解をいただいております。

また、2学期以降の体制でございますが、今後、当該教員につきましては、最終的に都の処分を待つところでございますけれども、本人から、再度、教壇に立つ意思はないという報告も受けておりますので、新たな非常勤講師を配置したいと考えております。

○樋口委員長 わかりました。

○末廣委員 こういうことを隠蔽したりするのは、最も批判される原因になりますので、教育委員会が主導して、プレス発表等を行ったのは非常にいいことだと思います。

○樋口委員長 ほかの方、よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 その他、何かございますか。

(なし)

○樋口委員長 以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午前11時07分 閉会